

重要

## 短期入所生活介護 アットホーム諸岡 料金表

当ホームは、「併設型ユニット型短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

要介護度	1	2	3	4	5	
併設型ユニット型短期入所生活介護サービス費	720円	791円	868円	938円	1,009円	
夜勤職員配置加算	夜間職員配置加算(Ⅱ)□ 19円/日 ※但し夜間を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員配置の場合(Ⅳ)□を算定します 夜間職員配置加算(Ⅳ)□ 22円/日					
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	19円/日					
機能訓練体制加算	13円/日					
生活機能向上連携加算	211円/日(*)					
看護体制加算(Ⅰ)	5円/日(*)					
看護体制加算(Ⅱ)	9円/日(*)					
療養食加算	9円/回(*)					
介護職員処遇改善加算(8.3%)	65円/日	70円/日	76円/日	83円/日	88円/日	
食費	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	第4段階	1,480円				
居住費	第1段階	820円				
	第2段階	820円				
	第3段階	1,310円				
	第4段階	1,970円				
1日あたりの自己負担額	第1段階	1,120円	1,120円	1,120円	1,120円	1,120円
	第2段階	2,045円	2,121円	2,204円	2,281円	2,357円
	第3段階	2,795円	2,871円	2,954円	3,031円	3,107円
	第4段階	4,285円	4,361円	4,444円	4,521円	4,597円

上記「\*」につきましては、体制の状況により加算対象となります。また、状況により金額が異なる場合があります。

※端数処理によって金額が変わります。

※生活保護受給者の方で「社会福祉法人利用者負担限度額軽減確認証」をお持ちの方は居住費が全額免除になります。

### 【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	生活保護受給者の方	
	第2段階	世帯全員が市民税非課税
〈所得+課税年金〉 年間所得80万円以下の方		
〈所得+課税年金〉 年間所得80万円超		
第3段階		
第4段階	上記以外	

### ▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)

**重要**

**介護予防短期入所生活介護 アットホーム諸岡 料金表**

当ホームは、「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

要介護度		要支援1	要支援2
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス費		541円	671円
機能訓練体制加算			13円/日
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ			19円/日
生活機能向上連携加算			211円/日(*)
療養食加算			9円/回(*)
介護職員処遇改善加算(8.3%)		48円/日	58円/日
食費	第1段階		300円
	第2段階		390円
	第3段階		650円
	第4段階		1,480円
居住費	第1段階		820円
	第2段階		820円
	第3段階		1,310円
	第4段階		1,970円
1日あたりの自己負担額	第1段階	1,120円	1,120円
	第2段階	1,830円	1,971円
	第3段階	2,580円	2,631円
	第4段階	4,070円	4,211円

上記「\*」につきましては、体制の状況により加算対象となります。また、状況により金額が異なる場合があります。

※端数処理によって金額が変わります。

※生活保護受給者の方で「社会福祉法人利用者負担限度額軽減確認証」をお持ちの方は居住費が全額免除になります。

**【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】**

第1段階	生活保護受給者の方	
	第2段階	世帯全員が市民税非課税
<所得+課税年金> 年間所得80万円以下の方		
<所得+課税年金> 年間所得80万円超		
第3段階		
第4段階	上記以外	

**▼その他、実費負担として必要になる費用**

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)